平成２２年（フ）第３９１号
秋田県潟上市天王字御休下14―８　栄コーポ201、住民票上の住所秋田県男鹿市脇本百川字矢口114番地
破産者　伊藤　　忍
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９６号
山形市宮町４丁目16番16号　大内アパート２Ｆ西号
破産者　寒河江　実
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４号
山形県米沢市御廟２丁目４番９―８号ラフォーレ御廟Ｂ―103号室
破産者　伊藤　温彦
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２４８号
福島県本宮市高木字井戸上13番地２、破産手続き開始決定時の住所福島県郡山市安積３丁目105番地の２
破産者　半田電装こと　半田　貞雄
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
福島県いわき市常磐湯本町栄田63番地の４
破産者　手塚　俊一
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１５９３号
横浜市戸塚区汲沢町1154番地　ぐみざわ東ハイツ５棟512号
破産者　田中　　豊
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９１号
川崎市宮前区平１丁目13番３号　アーバン向ヶ丘Ａ―201、前住所川崎市宮前区平１丁目７番26号
破産者　山田　教幸
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９２号
川崎市宮前区平１丁目13番３号　アーバン向ヶ丘Ａ―201、前住所川崎市宮前区平１丁目７番26号
破産者　山田千鶴子
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第９９４号
川崎市川崎区小田６丁目16番７―307号　オガール川崎弐番館
破産者　近藤　昭二
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１８号
金沢市元菊町５番６号、開始決定時の住所金沢市東山１丁目３番７号
破産者　堀貫　紘一
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４７９号
石川県白山市三幸町34番地
破産者　源明　　玲
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２７３号
長野県須坂市大字日滝15番地１
破産者　高橋　輝夫
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７２号
静岡県浜松市北区初生町280番地の14
破産者　山内　恵子
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷3714番地の11
破産者　岡崎颯真こと　レー　ブー
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１８８０号
京都市左京区竹屋町通川端東入東竹屋町60番地
破産者　里見　健志
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２号
兵庫県宝塚市中山桜台６丁目17番１―502号
破産者　丹羽　民憲
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０号
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目29番９号　Ｋハウス201号
破産者　大村佐代子
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第６７号
兵庫県たつの市龍野町島田731番地15
破産者　ドリームオートタケモトこと　竹本　英隆
1　決定年月日　平成23年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部